

## 別紙

## 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>事業化設備等を対象事業の用に供しなくなった場合の リース特別控除取戻税額に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が平成15年改正前の租税特別措置法第10条の4第11項の規定による事業化設備等を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年のあるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(3) 「⑪」欄から「⑯」欄には、供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業化設備等については記載せず、供用年の翌々年以降に対象事業の用に供しなくなった事業化設備等についてのみ記載します。</p> <p>（注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業化設備等に係るリース特別控除実施額のうち取戻し対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</p> <p>(4) 「供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の事業化設備等で、既に対象事業の用に供しなくなつたためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(5) 「⑭」欄と「⑯」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑯」欄と「⑯」欄の金額をそれぞれ記載します。</p> <p>（注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業化設備等については、「⑭」欄のみに記載し、「⑯」欄には記載しないことに留意してください。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>旧措法第10条の4（この制度は、平成15年3月31日をもって廃止されました。）</p>	<p style="text-align: center;"><b>事業化設備等を対象事業の用に供しなくなった場合の リース特別控除取戻税額に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第10条の4第11項の規定による事業化設備等を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年のあるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(3) 「⑪」欄から「⑯」欄には、供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業化設備等については記載せず、供用年の翌々年以降に対象事業の用に供しなくなった事業化設備等についてのみ記載します。</p> <p>（注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業化設備等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しとなるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</p> <p>(4) 「供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の事業化設備等で、既に対象事業の用に供しなくなつたためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(5) 「⑭」欄と「⑯」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑯」欄と「⑯」欄の金額をそれぞれ記載します。</p> <p>（注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業化設備等については、「⑭」欄のみに記載し、「⑯」欄には記載しないことに留意してください。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第10条の4</p>